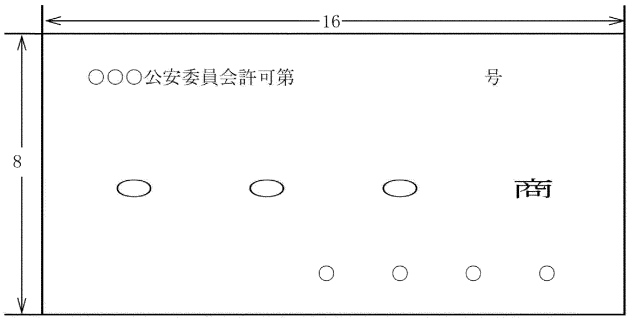
別記様式第１３号（第１１条関係）




備考

1　この様式は、古物商がその営業所又は仮設店舗に掲示する標識の様式とする。

2　材質は、金属、プラスチック又はこれらと同程度以上の耐久性を有するものとする。

3　色は、紺色地に白文字とする。

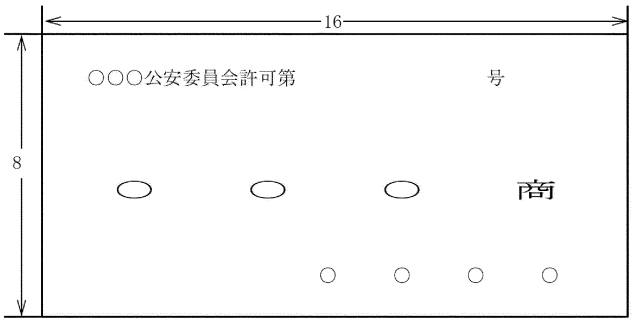
4　番号は、許可証の番号とする。

5　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

6　「○○○商」の「○○○」の部分には、当該営業所又は仮設店舗において取り扱う古物に係る第２条各号に定める区分（二以上の区分に係る古物を取り扱う場合は、主として取り扱う古物に係る区分）を記載すること。ただし、同条第１号の美術品類については「美術品」、同条第３号の時計・宝飾品類については「時計・宝飾品」、同条第５号の自動二輪車及び原動機付自転車については「オートバイ」、同条第６号の自転車類については「自転車」、同条第７号の写真機類については「写真機」、同条第８号の事務機器類については「事務機器」、同条第９号の機械工具類については「機械工具」、同条第10号の道具類については「道具」、同条第11号の皮革・ゴム製品類については「皮革・ゴム製品」、同条第13号の金券類については「チケット」と記載するものとする。

7　下欄には、古物商の氏名又は名称を記載するものとする。

別記様式第１３号（第１１条関係）




備考

1　この様式は、古物商がその営業所又は露店に掲示する標識の様式とする。

2　材質は、金属、プラスチック又はこれらと同程度以上の耐久性を有するものとする。

3　色は、紺色地に白文字とする。

4　番号は、許可証の番号とする。

5　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

6　「○○○商」の「○○○」の部分には、当該営業所又は露店において取り扱う古物に係る第２条各号に定める区分（二以上の区分に係る古物を取り扱う場合は、主として取り扱う古物に係る区分）を記載すること。ただし、同条第１号の美術品類については「美術品」、同条第３号の時計・宝飾品類については「時計・宝飾品」、同条第５号の自動二輪車及び原動機付自転車については「オートバイ」、同条第６号の自転車類については「自転車」、同条第７号の写真機類については「写真機」、同条第８号の事務機器類については「事務機器」、同条第９号の機械工具類については「機械工具」、同条第10号の道具類については「道具」、同条第11号の皮革・ゴム製品類については「皮革・ゴム製品」、同条第13号の金券類については「チケット」と記載するものとする。

7　下欄には、古物商の氏名又は名称を記載するものとする。